

(案)

**特別養護老人ホームの  
施設整備基準等に関する検討結果**

本資料は、5月25日に各委員にメールで配布した文案から、更に修正を加えた箇所を見え消しで示したものです。

**平成23年6月**

**東京都特別養護老人ホーム施設整備等の  
あり方に関する検討委員会**

## 目 次

はじめに	1
------	---

### 第1章 東京の実情を踏まえた独自の施設整備基準に関する検討

第1 地方分権に係る都道府県独自の基準の制定について	5
1 一括法案に基づく分類	6
2 東京都の条例・規則等の制定にあたっての考え方	7
第2 大都市東京の特性	8
第3 東京都独自に緩和することが適當な基準	11
1 廊下幅	12
●廊下幅の基準の特例について	14
2 特別避難階段設置についての緩和	16
●バルコニーの幅について	18
3 ユニットの定員	20
4 ユニット内の通り抜け	24
5 居室定員	26
第4 委員その他意見	27

削除: 施設整備を促進するための

削除: (予定)

削除: .....

削除: .....

削除: 3

削除: 5

削除: 6

### 第2章 既存の従来型施設においてユニット的なケアを実現するための方向性 29

1 ユニット的なケアの実施しやすいハード	29
2 プライバシー等を尊重したハード	29
3 事例紹介	
(事例1) 社会福祉法人至誠学舎立川 至誠キートスホーム	31
(事例2) 品川区 八潮南特別養護老人ホーム等	33
(事例3) 社会福祉法人マザアス 特別養護老人ホームマザアス東久留米	35

### 【その他】

開催経過	37
委員名簿	38

## はじめに

### ◆特別養護老人ホームの変遷～多床室からユニット型個室へ～

特別養護老人ホームは、昭和38年に施行された老人福祉法により、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けすることが困難なものが措置される施設として始まりました。その後、平成12年の介護保険法の施行により、要介護者が利用する介護保険施設となりました。

現在は、国の参酌標準<sup>[1]</sup>に従い、比較的要介護度の重い高齢者を受け入れる施設として機能しています。

特別養護老人ホームは、老人福祉法の時代から、「多床室」と呼ばれる4人定員の居室を基本としてつくられてきましたが、1990年代以降、入所者の尊厳を重視した個別ケアを実現するため、入所者を10人以下のグループに分けて一つの生活単位（ユニット）とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行う「ユニットケア」の考え方が導入され、実践されるようになりました。

ユニットケアのメリットとしては、①入居者<sup>[2]</sup>のプライバシーが確保されやすいこと、②入居者同士が適度な距離感を保ちながら、共用空間を利用して他の入居者と交流できることなどが挙げられており、身体介助中心のケアから、余暇を過ごしたり交流を図ったりするケアへの転換など、ケアの質的な向上につながるとされています。

また、ユニットケアを行うためには、個室とリビング等の共用空間で構成されるハードウェア構造の必要性についても、専門機関の研究<sup>[3]</sup>などにより明らかにされるようになりました。

削除：国

こうしたことから、国は、平成14年度からユニット型の特別養護老人ホームを国庫補助対象とし、平成15年4月の介護報酬改定では、多床室を中心とした従来型よりも高い介護報酬を設定するなど、整備促進の方向を打ち出しました。

[1] 国は、各自治体が介護保険事業（支援）計画を策定する際に、各種サービス見込量を定めるに当たって参酌すべき標準の一つとして、「介護保険三施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養病床）の重度者への重点化（平成26年度には、介護保険三施設利用者の7割以上を要介護度4及び5とする。）」を挙げています。

書式変更：行間： 固定値 15  
pt

[2] 法令上、従来型の特別養護老人ホームや特別養護老人ホーム一般については「入所」、ユニット型特別養護老人ホームについては、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うことに特徴があることから、「入居」という用語が使用されており、本書でもそれになります。

削除：、

[3] 「介護保険施設における個室化とユニットケアに関する研究报告書」（医療経済研究機構 平成13年3月）、「普及期における介護施設の個室化とユニットケアに関する研究报告書」（医療経済研究機構 平成14年3月）

削除：法令上、「入所」ではなく

削除：ます

### ◆都内の特別養護老人ホームの状況

東京都でも同様の考え方にしてユニット型特別養護老人ホームの整備を促進しており、平成18年度からは、さらなる整備促進を図るため、新設の特別養護老人ホームはすべてユニット型で整備することとし、補助を行ってきました。

しかし、ユニット型特別養護老人ホームの歴史が浅いこともあり、施設数はまだ少ないので現状です。平成23年3月現在、都内の特別養護老人ホームの定員数の合計36,460人のうち、ユニット型個室の定員数は5,746人分となっています。

### ◆都は、ユニット型を基本としながら、低所得の高齢者が利用できる特別養護老人ホームの整備を促進

介護保険制度施行以前から運営されている特別養護老人ホームのほとんどは従来型です。これに対し、国は、「生活の場」である特別養護老人ホームの4人部屋主体の居住環境を抜本的に改善し、入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、新規に特別養護老人ホームを整備する場合には、ユニット型を基本とすることとしています。そして、平成26年度の特別養護老人ホームの入所定員の合計数のうち、ユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を7割以上とすることを目標として設定しています。

しかし、ユニット型は従来型と比べて居住費が高いことから、特別養護老人ホームの整備を進めるに当たっては、介護保険の第1号被保険者（65歳以上の方）の3割程度を占める低所得（利用者負担段階の第1段階から第3段階）の方の利用者負担能力への配慮が望まれます。このため、都では、平成21年度から、ユニット型での整備を基本としつつ、既存施設の増改築や改修の場合には、従来型での整備についても施設整備費補助の対象としてきました。

削除：ユニット型施設

削除：低所得

さらに、平成22年度から平成26年度までの時限的取り扱いとして、特別養護老人ホームを創設する場合にも、定員の3割を上限に、個別的なケアが可能な設計とすることなどを要件として、従来型の整備について補助対象としています。

削除：介護保険の第1号被保険者（65歳以上の方）の3割程度を占める低所得（利用者負担段階の第1段階から第3段階）の高齢者が特別養護老人ホームを利用できるよう

### ◆「東京都特別養護老人ホーム施設整備等のあり方に関する検討委員会」における検討

平成18年からの地域主権改革の中で、地域の実情に応じた施設整備基準を定められるように、国は、平成22年の通常国会に「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（審議中に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」に名

称変更。以下「一括法案」という。)を提出しました。一括法案が成立すると、現在、国の法律や政省令で定められている特別養護老人ホーム等の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例で定めることとなることから、都は、この機会を捉えて、特に、特別養護老人ホームについて、平成22年11月に「東京都特別養護老人ホーム施設整備等のあり方に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置しました。

検討委員会では、これまで、条例、規則等で定めるべき施設整備基準について、東京の実情を踏まえて検討してきました。また、多床室を新たに整備する場合や従来型施設をユニット的なケアができる施設につくりかえる場合の参考となるような多床室整備のあり方についても議論してきました。

この冊子では、これまでの検討結果について取りまとめるとともに、施設のハード面での制約があってもユニット的なケアを実践している実例を紹介しています。

なお、施設整備基準については、検討委員会での検討結果を踏まえ、都が特別養護老人ホームの人員・設備・運営基準に関する条例案を作成し、都議会に提案することとなります。

今後、検討委員会では、特別養護老人ホームにおけるケアのあり方に関する検討を深め、ユニット型、従来型にかかわらず、東京の特性を踏まえつつ、入所者の生活の質や居住環境の向上等に関する取組をまとめた事例集を作成する予定です。

関係者の皆様においては、この冊子をお役立ていただければ、幸いです。

削除: 東京の実情を踏まえて、施設整備を促進するための独自の

削除:  
また、都は、今後、検討委員会での検討結果を踏まえ、特別養護老人ホームの人員・設備・運営基準に関する条例案を作成し、都議会に提案することとなります。

## 第1章 東京の実情を踏まえた独自の施設整備基準に関する検討

### 第1 地方分権に係る都道府県独自の基準の制定について

- 平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画及び平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づく地域主権改革の第一弾法案として、一括法案が国会に提出されました（平成23年4月に可決・成立。老人福祉法、介護保険法の関係規定は平成24年4月1日施行）。
- 地方分権改革推進計画では、老人福祉法、介護保険法上の施設（軽費老人ホームを除く。）・事業所の基準に関し、国が①人員配置・居室面積・人権侵害防止等に関する基準（身体拘束の禁止、事故発生時の対応等）については「従うべき基準」を、②利用定員については「標準」を、③その他については「参酌すべき基準」を設け、それに基づき都道府県及び市町村で条例を作成することになっています。  
(平成23年2月22日 厚生労働省老健局・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料から)
- 検討委員会では、現在の特別養護老人ホームの人員・設備・運営基準である「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号。以下「特養基準」という。）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）及び各省令の解釈通知の「参酌すべき基準」となる部分について、大都市東京の特性を踏まえ、定員30人以上の広域型の特別養護老人ホームについて東京都独自の基準の設定が必要であるという視点から検討を行いました。

## 1 一括法案に基づく分類

### (1) 一括法案での扱い

一括法案では、都道府県の条例に委任する各関係法の条文について、以下の類型に分別しています。

A	従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
B	標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることができるもの
C	参酌すべき基準	地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができるもの

### (2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）についての条例委任について (厚生労働省の方針)

従うべき基準	①人員配置基準 ②居室の床面積 ③人権に直結する運営基準 (サービス内容の説明と同意、サービス提供拒否の禁止、身体拘束の禁止、秘密保持 等)
--------	---

その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照することになります。(※「標準」については、「利用定員」のみが該当です。)

### (3) 「参照すべき基準」についての分類

都は、都独自基準の検討の必要性という視点から、特養基準及び指定介護老人福祉施設基準の条文を次の3つに分類し、検討委員会に提案しました。

- ア → 現在の基準に過不足がないもの
  - イ → 今後、所管課において検討する必要があるもの
  - ウ → 懸案事項として問題点があるもの又は都独自の基準案があるもの
- ※ 検討委員会では、「ウ」の部分を中心に検討しました。

## 2 東京都の条例・規則等の制定にあたっての考え方

- 一括法の施行日までに、都道府県において特別養護老人ホーム等の人員・設備・運営基準に関する条例を制定する必要があります。  
(ただし、法施行日から1年の範囲において、条例未制定の場合には、国の基準によるとの経過措置が設けられています。)
- 基準設定に当たっての基本的な考え方、人員配置や設備など原則的な定め等は条例で、具体的な数値（床面積・廊下幅等）や詳細な基準は規則で規定する予定です。
- 都は、現在でも、施設整備費補助の際の審査基準において、省令基準よりも厳しく定めているもの（主に施設環境・入居者の処遇の向上のためのもの）があります。これらについては、重要度に応じて条例、規則、要綱のいずれかで規定する予定です。
- 検討委員会では、「参酌すべき基準」のうち前述のウに分類された基準（懸案事項として問題点があるもの又は都独自の基準案があるもの）について検討し、東京都の独自基準の整理を行いました。

## 第2 東京の現状

削除: 大都市

検討委員会では、以下のような東京の現状を踏まえて検討しました。

削除: 大都市

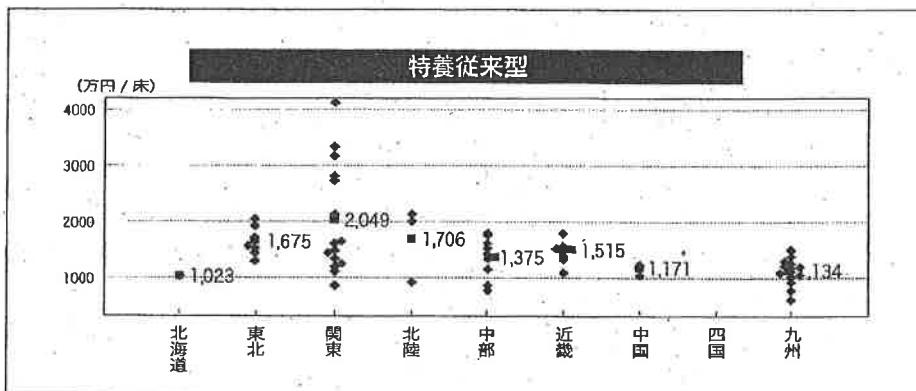
- 地価が高く、人口密度の高い東京では、特別養護老人ホームの整備に適した広さの土地を取得するのが、困難です。また、建築コストも、他県と比べて高くなっています。

(地価について)

都道府県	平均価格 (m <sup>2</sup> あたり)	指数 (都: 100)
東京都	354,100 円	100.0
埼玉県	120,400 円	34.0
千葉県	83,100 円	23.5
神奈川県	190,100 円	53.7
大阪府	163,600 円	46.2

\* 2007年都道府県別地価調査(国土交通省)

(建設費について)



図表2-7 建設地域別にみた1床あたり建設単価

\*「高齢者施設における建物整備と法人経営」(社団法人 日本医療福祉建築協会。2009年3月より)

- 平成19年10月現在、特別養護老人ホームの入所希望者数は、38,321人となっています。要介護度別に見ると、要介護度4以上の方が、全体の約半数を占めています。

特別養護老人ホーム入所希望者数及び要介護度別割合(平成19年10月)

要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5	要支援その他	合計
3,553人	6,132人	9,380人	10,393人	8,302人	561人	38,321人
9.3%	16.0%	24.5%	27.1%	21.7%	1.5%	100.0%

\* 東京都高齢者保健福祉計画(平成21年度～23年度) より

- 特別養護老人ホームの整備率（竣工定員数／65歳以上高齢者人口）について、全国平均は1.50%となっていますが（平成20年10月1日現在）、東京都・区部では、1.05%、市町村部は2.13%となっています（平成22年3月31日現在）。

### 特別養護老人ホームの整備率

区分		整備率	備考	
全国		1.50%	平成20年10月1日 現在	
東京都	区部	1.05%	平成22年3月31日	現在
	市町村部（除く島しょ）	2.13%	平成22年3月31日	現在

- 東京都の特別養護老人ホームのユニット化率（ユニット型定員数／竣工定員数）は、平成22年3月31日現在で、14.8%となっています。国は平成26年度までに特別養護老人ホームのユニット化率を70%以上にする目標を掲げていますが、大きな開きがあります。

### 特別養護老人ホームのユニット化率

区分		ユニット化率	備考	
全国		17.2%	平成20年10月1日 現在	
東京都		14.8%	平成22年3月31日	現在

\* 平成20年 介護サービス施設・事業所結果の概要 より

- 介護保険の第1号被保険者については、約3割が保険料率の算定区分において第1段階から第3段階に該当する低所得者（生活保護受給者、市町村民税世帯非課税者など）となっています。

### 第1号被保険者の所得段階別割合（平成21年3月末現在）

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上
全国	2.43%	16.05%	11.05%	70.47%
東京都	3.75%	15.54%	10.07%	70.64%

\* 平成20年度介護保険事業状況報告（年報） より

- 都内の特別養護老人ホームの入所者の利用者負担段階、要介護度別の割合は、下表のようになっています。

利用者負担段階では、ユニット型、従来型ともに第2段階が50%余りを占めており、ユニット型では約7割が補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象となる低所得者（第1段階から第3段階）、従来型では8割以上が補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象となる低所得者（第1段階から第3段階）となっています。

#### 特別養護老人ホーム入所者数(所得段階別、要介護度別)

##### ユニット型

区分	利用者負担段階					(単位:人)	備考
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上	計		
要介護度1	0	35	16	20	71	1.7%	
要介護度2	3	155	54	89	301	7.4%	
要介護度3	6	479	167	252	904	22.3%	
要介護度4	11	793	248	459	1,511	37.2%	
要介護度5	13	713	184	362	1,272	31.3%	
計	33	2,175	669	1,182	4,059	100.0%	
割合	0.8%	53.6%	16.5%	29.1%	100.0%		

#### 特別養護老人ホーム入所者数(所得段階別、要介護度別)

##### 従来型特養

区分	利用者負担段階					(単位:人)	備考
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上	計		
要介護度1	171	333	125	108	737	2.8%	
要介護度2	348	1,029	377	311	2,065	7.9%	
要介護度3	962	2,690	910	894	5,456	20.8%	
要介護度4	1,182	4,690	1,470	1,625	8,967	34.1%	
要介護度5	961	4,976	1,434	1,686	9,057	34.5%	
計	3,624	13,718	4,316	4,624	26,282	100.0%	
割合	13.8%	52.2%	16.4%	17.6%	100.0%		

\* 東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

### 第3 東京都独自に緩和することが適当な基準

- 「第2 東京の現状」で示したとおり土地の制約や建設コストの高さといった課題があるほか、低所得の方が一定程度存在することを前提とした、低負担で利用できる多床室の整備の進め方も課題となります。

検討委員会では、こうした現状を踏まえ、入所者の安全・安心を確保しながら東京都独自に基準を緩和することが適当か検討することとし、以下の5項目を取り上げました。

削除: 第2で明らかにされた、土地の制約や建設コストの問題、低所得者の存在などを

書式変更: インデント: 左 2 字、最初の行: 1字

削除: 特別養護老人ホームの整備を進めるために

削除: の

削除: 設け

削除: 適当

削除: について検討しました

	国基準	都独自基準	
		基準(案)	考え方
共通			
①廊下幅	片廊下は1.8メートル、中廊下は2.7メートル	片廊下は1.5メートル、中廊下は1.8メートル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模特養の国基準と同様とする。</li> <li>・車椅子、ストレッチャー等のすれ違いに必要な幅を確保</li> </ul>
②特別避難階段	居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上	避難に支障がないよう に屋内及び屋外避難階段を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付室分の面積を有効活用</li> </ul>
ユニット型			
③ユニット定員	10人程度	12人以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人の夜勤者によるケアの質が保てる定員上限は25人(1ユニット当たり12人まで)</li> <li>・日中の介護職員確保にも配慮</li> </ul>
④ユニット内の通り抜け	施設内の他の場所(風呂等)へ移動するため、他のユニットを通らない経路を確保	他のユニットの「共同生活室の通過」は不可とする。 土地・建物の形状の制約がある場合は、「廊下の通り抜け可」とする。	土地・建物の形状に制限のある場合における、ユニット型特養整備の促進
従来型			
⑤居室定員	4人以下(省令改正により1名となる可能性あり)	4人以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得の低い高齢者が、低廉な居住費負担で利用できる施設の整備</li> </ul>

以下については、独自基準の検討内容の詳細となります。

### 1 廊下幅（規則で規定）【ユニット型・従来型】

（現行基準）

- **ユニット型**  
「廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、  
2. 7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、  
入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1. 5  
メートル以上（中廊下にあっては、1. 8メートル以上）として差し支えない。」
- **従来型**  
「廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、  
2. 7メートル以上とすること。」



（独自基準）ユニット型、従来型共通

「廊下の幅は、1. 5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1. 8  
メートル以上とすること。」

#### ＜検討内容＞

- 特養基準及び指定介護老人福祉施設基準において、特別養護老人ホームの廊下幅は1. 8メートル以上、中廊下は2. 7メートル以上となっています。
- ユニット型特別養護老人ホームでは、入居者が共同生活室を中心としたユニット内で居宅に近い雰囲気で生活しており、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することができないことから、廊下の一部の幅を拡張することにより入居者・職員等のすれ違いに支障を生じないと認められる場合には1. 5メートル以上、中廊下1. 8メートル以上とする緩和が認められています。

削除: また、
- 入所者がくつろげるスペースを設けるなど、廊下を活かした工夫を行っている施設もありますが、以前より、特養基準及び指定介護老人福祉施設基準における廊下幅が広すぎることが施設より指摘されていました。検討委員会では、入居者の生活や介護に支障が生じなければ、基準の緩和は必要という意見がありました。

- 廊下について現状を知るために、ユニット型3施設、従来型3施設、一部ユニット型1施設の合計7つの施設へアンケートを行いました。「施設内での事故の原因は廊下幅が狭いことであると思うか」の設問に対しでは、回答があったすべての施設が「思わない」と回答しました。また、「新基準が適切な幅か」確認したところ、おおむね適切との回答でした。
- 定員29人以下の特別養護老人ホーム（以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）については、基準で、廊下の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上となっています。地域密着型特別養護老人ホームとそれ以外の特別養護老人ホームとは、施設定員が違うだけです。地域密着型特別養護老人ホームにおいては、この基準で特に支障は生じていません。
- 上記の検討を踏まえ、独自基準を設けることが適当と判断しました。

● 廊下幅の基準の特例について（要綱で規定）【ユニット型・従来型】

- 廊下幅については、既存施設のユニット化改修促進や、既存ストックの有効活用の観点から、次の2つの場合に限り、独自基準を更に緩和することとしました。
  - 1 従来型の特別養護老人ホームをユニット化改修する場合
  - 2 学校などの既存施設を特別養護老人ホームに転換する場合（改修型創設）

（独自基準）（規則で規定）

「廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。」



（基準特例）

要綱で特例を設ける（地域密着型特養の廊下の緩和規定を準用）

「なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらなければならないことができる。」

- 従来型の特別養護老人ホームをユニット型に改修する場合や学校などの既存施設を特別養護老人ホームに転換する場合（改修型創設）には、基準の廊下幅を満たせなくなる場合があります。
- これらの場合に廊下幅に関する基準を独自基準より更に緩和することで、特別養護老人ホームのユニット化改修や既存ストックの有効活用の促進が期待できることから、検討を行いました。
- 検討委員会では、廊下幅の基準については、入所者の安全等の確保にも配慮し、車いす等の移動に支障が生じないことを要件として特例を認めることが適当と判断しました。
- ただし、建築基準法等の関係法令には適合させる必要があります。（建築基準法施行令では、廊下幅1.2メートル以上、中廊下の幅1.6メートル以上となっています。）
- 委員からは以下のような意見がありました。
  - ・ バリアフリー関係法令の基準を満たすことが難しいのでは。

削除：の促進

削除：を考えた場合、これらについて特例を認めて、基準上の制約を解消する必要があります

書式変更：インデント：左0字、最初の行：0字

削除：廊下幅が一部分基準を満たしていないなくても、車いす等の移動に支障がない場合、特例を適用して整備を認めることが必要です

書式変更：フォント：HG丸ゴシックM-PRO

(関係法令等)

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令  
廊下幅 1. 2メートル以上。50メートル以内ごとに車いすの転回スペース要。
- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令  
廊下幅 1. 8メートル以上。50メートル以内ごとに車いすの転回スペースを設けた場合は、1. 4メートル以上。

○ 上記の意見を踏まえ、都は、50メートル以内に車いすの転回スペースを設けることによって、上記誘導基準についても満たせるよう指導していくことが必要と考えられます。

## 2 特別避難階段設置についての緩和（規則で規定）【ユニット型・従来型】

（現行基準）

「居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。」



（独自基準） →避難に支障がないように屋内及び屋外の避難階段を設ける。

- 「一 居室が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- 二 居室が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように屋内及び屋外の避難階段をそれぞれ設けること。なお、前記一の直通階段を避難階段とすることは、可能である。
- 三 2階以上の居室には、車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設置すること。」

### ＜検討内容＞

- 特別避難階段には付室が必要で、避難階段である直通階段と比べて面積をとってしまいます。付室分の面積を有効活用するため、他の避難階段で対応することが可能か検討しました。
- 委員からは以下のような意見がありました。
  - ・ 建築基準法上、特別避難階段は15階以上の建物に設置が義務付けられている。介護老人保健施設や病院には、特別避難階段の設置義務はない。
  - ・ 特別避難階段のない介護老人保健施設で、特別避難階段がないために大きな事故につながった事例はない。
  - ・ 入所者が重度化していることから、災害発生時に特別避難階段を用いて避難することは現実的でない。
  - ・ 福祉施設における過去の事故例においては、重大な事故につながった原因は、避難階段が機能したかどうかではなく、スプリンクラーがついていなかったこととされている。
  - ・ 特別避難階段に付室を設けることで防火区画を設けるよりは、災害時のみに火報連動（※）で閉鎖する防火戸で居住区画を大きく二分す

るよう区画するほうが、避難と通常の使用の両方に有効と思われる。

- ・ 特別避難階段の設置には、多くの面積を要するため、その分他のスペースとして有効利用したほうが良いと思う。

※火報連動とは、防火戸、防火シャッターなどの防排煙設備とその他の設備が受信機で受けた火災信号を起動信号として連動動作することです。

- 上記の検討を踏まえ、建物の階数に応じて、独自基準を規則で設けることが適当と判断しました。

● バルコニーの幅について（要綱で規定）【ユニット型・従来型】

(現行基準)

「車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー」を設けること。

東京都・特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準  
「2階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニー（幅1.5メートルを基準とする）を設置すること。」



(独自基準)

「車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーとしては、車いすで移動・回転できる程度のスペースを有しているものが望ましい。」

<検討内容>

- 従前から、東京都では、補助審査基準でバルコニーの設置について、上記のように規定していました。検討委員会では、この数値による制限が妥当であるかどうか検討しました。
  - 委員からは以下のような意見がありました。
    - 建築確認申請の際、バルコニー等を設けて、避難経路を確保するよう指導があるが、その際の基準幅は、1.2メートルである。
    - バルコニー幅を多くとると、窓先空地もバルコニーの終了部分から取らなければならず、結果的に建築面積が小さくなってしまう。
  - 「東京都福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアル（平成21年3月発行）」では、「バルコニーのスペースは車いすで移動・回転できるスペースを確保する」必要があるとなっており、「車いす使用者が回転（360度）できる広さ」とは、直径1.5メートル以上の円が内接できる程度の空間となっています。  
なお、1.5メートル以上という数値は、条例に基づく基準ではなく、望ましい水準として例示されているものです。
  - 上記の検討を踏まえ、都の要綱においては数値的な基準を設けず、最

低でも建築指導所管(1.2メートル)及び消防所管の指導内容を遵守し、なるべく1.5メートル幅に近づけるような指導を行うことが適當と判断しました。

### 3 ユニットの定員（規則で規定）【ユニット型】

（現行基準）

「居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。」



（独自基準）

「居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、12人以下としなければならない。」

#### ＜検討内容＞

- ユニット型特別養護老人ホームでは、共同生活室の周りに少人数の個室を配置し、ユニット内に個浴を設けるなどして、各ユニットを一つの生活単位となる空間と捉えます。そして、在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との人間関係を築きながら日常生活を営めるように介護を行うことを目指します。
- 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）」では、以下のように規定されています。

「一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。  
ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合・・（省略）・・には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。  
なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。  
(ア) 入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人と言える範囲内の入居定員であること。  
(イ) 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。
- しかしながら、基準では、「一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。」となっており、10人を超えるユニットをつくってはいけないという誤解を招く可能性があります。

- また、大都市の限られた面積及び形状の土地を活用して特別養護老人ホームを整備することを考えた場合、ユニットの人数の制限を緩和することにより、整備計画の選択肢を増やすことにつながります。
- 一方、ユニットの定員が多くなりすぎると、入居者のケアの質の確保に不安があります。「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」(平成12年厚生省告示第29号) 第5号イでは、「特別養護老人ホームで夜勤を行う介護職員又は看護職員の数は、従来型の場合、入所者25人以下のときは1人以上、26人以上60人以下のときは2人以上」となっています。

削除:

【独自基準の提案に当たっての試算】

- ユニット型特別養護老人ホームの場合、夜勤者を2ユニットに1人置く必要があります(「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」(平成12年厚生省告示第29号) 第5号イ)。・・・前提条件①
- 1人の夜勤者によるケアの質が保てる定員上限を、現行の従来型の夜勤職員配置基準を基に25人と仮定します。・・・前提条件②
- 上の2つの条件を前提に考えたとき、ユニット定員が13人以上となると、各ユニットに1人ずつ夜勤職員を配置する必要が生じます。
- ここまで前提条件を、定員120人の特別養護老人ホームを例にとって当てはめると、ユニットの定員、ユニットの数、夜勤者の数の関係は次の表のとおりとなります。

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1字 左1字 最初の行: -1字

ユニットの定員	ユニットの総数	夜勤者の数
10人	12	6人
12人	10	5人
15人	8	8人

削除: すると、

削除: において基準上の夜勤者を置くために必要な人数は下表

削除: ユニット定員が13人以上になると、各ユニットに1人ずつ夜勤者を配置することとなるため、必要な人数が多くなります。

【定員120人の特別養護老人ホームで基準上の夜勤者(2ユニットに1人)を置くために必要な人数】

- また、基準上は、入居者に対する介護職員及び看護職員は3:1以上となっていますが、実際のユニット型施設の職員配置は、ほぼ2:1以上の人員配置となっています。それでも、日勤帯に入浴や散歩などに職員が付き添うと、ユニット内にいる職員が1~2人になってしまいます。ここでは、2:1の人員配置を前提として試算を進めます。・・・前提条件③

- 以上①から③までの前提条件により、ユニット定員を10人、12人、15人とした場合に試算を行った結果が次の表になります。

4週間サイクル(7日×4日=28日)とした場合の1ユニットあたり平均日勤人数

ユニット定員		職員数 (ア)	延日数	夜勤日数(延)	休暇日数(延)	残日数 (延日勤可能日数) (オ) =(イ)-(ウ)-(エ)	1ユニットあたり 平均日勤人数 (カ)=(オ)÷28日÷ 2ユニット
			(イ)=(ア)× 28日×2ユニット	(ウ)夜勤入り・明け 各1日	(エ)週休2日		
ユニット定員	①定員10名	5人	280日	56日	80日	144日	2.57人
	②定員12名	6人	336日	56日	96日	184日	3.29人
	③定員15名	7.5人	420日	112日	120日	188日	3.36人

職員数(ア)は、1ユニット当たりの職員数(常勤換算)です。前提条件③により、2:1の人員配置で計算するので、ユニット定員の半分の数となります。

延日数(イ)は、2ユニットにおいて職員が4週(28日)当たりに勤務する延日数です。2ユニットで計算しているのは、前提条件①で、夜勤者を2ユニット当たり1人以上置く必要があるとしており、次の、夜勤日数(延)(ウ)の算出に当たって、延日数を2ユニット当たりの日数で算出する必要があるためです。

夜勤日数(延)(ウ)は、(イ)の延日数のうち、夜勤に何日必要か計算したものです。前提条件①、②により、定員10人と12人の場合は2ユニット当たり1人の夜勤者、定員15人の場合は1ユニット当たり1人の夜勤者が必要となります。1回の夜勤で、夜勤入りの日と夜勤明けの日の2日間とられるので、1人の職員が1回夜勤を行った場合の夜勤日数(延)は、2日間となります。

休暇日数(延)(エ)は、(イ)の延日数のうち、週休に何日必要か計算したものです。1人の職員について、4週間当たり8日間の休み(週休2日)があるものとして計算しています。定員10名の場合、5人×2ユニット×8日=80日となります。

残日数(延日勤可能日数)(オ)は、(イ)の延日数から、夜勤及び週休日に必要な日数を差し引いた日数になります。ここでは、夜勤と週休日以外の日は、すべて日勤に充てられるものとして計算しています。

1ユニット当たり平均日勤人数(カ)は、延日勤可能日数(オ)を、1日当たりとするために日数(28日)で除し、さらに1ユニット当たりとするためにユニット数(2ユニット)で除した日数です。理論上は、雇用は1つのユニットに(カ)の人数の職員が勤務していることになります。,

削除: 下表のようにシミュレーション

ヨン

削除: な

削除: ところ、

書式変更: インデント: 左 2  
字、最初の行: 1字

削除: ユニット定員が10人のとき、1ユニットあたりの平均日勤人数は、2. 57人、ユニット定員が12人のとき、1ユニットあたりの平均日勤人数は、3. 29人、ユニット定員が15人のとき、1ユニットあたりの平均日勤人数は、3. 36人となりました。

- この試算で、ユニットの定員を10人、12人、15人とした場合を比較すると、12人の場合が、少ない職員数で必要な夜勤者を配置でき（ア）、かつ、日勤帯の各ユニットの職員配置も手厚くなる（力）と考えられます。

削除: <sp>

書式変更：インデント：左  
1.5字、最初の行：1字

削除: は

＜解説＞

- 検討委員会では、上記の試算に基づき、1ユニットの定員は、ケアの質を保ちながら、夜勤帯及び日勤帯に必要な人数を限られた職員数の中で配置することを考え、12人を上限とする独自基準を設けることが適当と判断しました。
- 事業者が、ユニットの定員を決定する際は、特養基準第33条の規定（「ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、・・（省略）・・入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。」）を大前提としなければなりません。
- 今回検討委員会が行った試算と独自基準の提案は、あくまでも定員の上限の提示です。実際には、事業者が施設あるいはユニットの構造、入所者の特性等を十分に勘案しながら、ユニットの人数や夜勤者及び日勤者の配置を決めていく必要があると考えます。

#### 4 ユニット内の通り抜け（要綱で規定）【ユニット型】

（現行基準）

特養基準及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老発第214号。解釈通知）、指定介護老人福祉施設基準及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号。解釈通知）

「他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。」



（独自基準）

「他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。ただし、建物及び土地の形状の制約がある場合は、この限りではない。」

【解釈】

この規定は、一のユニットの入居者が別のユニットを通過することを妨げるものではない。なお、ただし書きの趣旨は、建物及び土地の形状の制約がある場合には、別のユニットを通過しない通路の確保を義務付けるものではない。

#### ＜検討内容＞

○ 基準での共同生活室の定義は、「共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならぬ。」となっています。また、「共同生活室の通り抜け禁止とは、利用者が他のユニット内の共同生活室を日常的な移動空間として使用することを禁じたもの」（社団法人日本医療福祉建築協会発行「個室ユニットケア型施設計画ガイドライン」より）です。

○ しかし、学校などを改修して特別養護老人ホームを整備した場合や、細長い土地に特別養護老人ホームを整備する場合など、エレベーターホールや浴室への動線により、他のユニットの入居者が通過せざるを得ない設計となってしまうことがあります。

今までの都内での整備事例では、このような場合では、ユニット型としての整備を認めていませんでした。

検討委員会では、一定の条件のもと、ユニットの通り抜けが認められるかどうかについて、検討しました。

- また、解釈通知の本来の意図は、他のユニットの共同生活室を通過すること自体を禁止しているのではなく、他のユニットの共同生活室を通らずに施設内の他の場所（エレベーターホールや浴室など）に行ける通路を別に確保させるためのものです。

ユニットの独立性を重要視するあまり、当規定がユニット内の通り抜け自体を禁じているような誤解を招いていた可能性もあります。

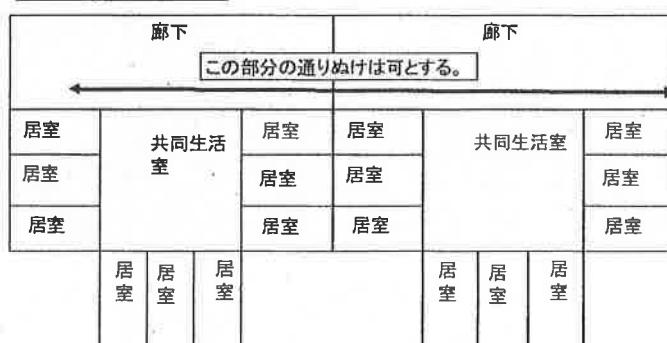
- 委員からは以下のような意見がありました。

- ・ 基本は、ユニット単位で生活を営むこととし、夜勤帯や緊急時などについては、ユニットの通り抜けを認めてよいのでは。
- ・ 既存の特別養護老人ホームの改修を考えた場合、現状の建物の構造上、別のユニットを通り抜けざるを得ない場合も出てくる。
- ・ 入居者にとって、ユニットを超えて交流したり、自由に歩きまわれるということも大事である。ユニットの独立性を考えて、あまりにも閉鎖的な空間をつくるのは良くない。

- 上記の検討を踏まえ、協議時に個々の設計図面等を確認し、下記の条件を満たしている場合に限り、ユニット内の通り抜けを認めることができますと判断しました。

(条件)

- ① 建物及び土地の形状の制約があること。
- ② 共同生活室以外のユニット内の廊下の通過となること。



【イメージ図】

## 5 居室定員（条例で規定）【従来型】

（現行基準）

「居室の定員は4人以下とすること。」  
(省令改正により1人となる可能性あり)



（独自基準）

「居室の定員は4人以下とする。ただし、定員が2人以上のときについては、入居者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めること。」

### ＜検討内容＞

- 「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」（平成22年9月21日付・社会保障審議会介護給付費分科会）では、一括法案で「参酌すべき基準」と整理されている特別養護老人ホームの居室定員については、省令基準により「1人」とする改正を検討すべきとされています。この方針に合わせ、省令改正の後、東京都として居室定員を1人とすべきかについて、検討しました。
- 東京都の現存する特別養護老人ホームの8割程度が従来型施設であるため、居室定員を「1人」として経過措置を設けるのではなく、「4人以下」として、ただし書きの部分でプライバシーへの配慮を求めることが適当と判断しました。  
また、将来的にユニット型個室へ転換が可能な居室配置を事業者に求めしていくことが適当です。
- なお、東京都では、区市町村からの要望により、ユニット型整備を基本としつつも、地域の実情に合わせて平成22年度から平成26年度までの着工分について、新築（創設）の場合に、定員の3割を上限に多床室の整備を認めています。  
この場合、要綱において「プライバシーに配慮した多床室のしつらえ」や「採光」について定め、多床室であっても個室的な空間が確保できるよう規定することが望まれます。

## 第4 委員その他意見

- 「第3」の「3 ユニットの定員」と「5 居室定員」については、委員から以下のような意見がありました。

### 1 ユニット定員について

- 定員を12人と限定せずに、「おおむね」とある程度幅を持たせ、その中で運用したらどうか。
- 昼間ユニットにいる職員は確かに増えるけれども、夜勤のローテーションをどう組むかという難しい問題が発生する。
- 昼間手厚くするか、夜間手厚くするかについては、医療行為の必要な人がいることをよく考慮して決めなければならない。昼間多少手薄であっても、夜間手厚くした方がいいのではないか。
- 理論的におおむね10人と12人以下のうち、どちらが良いというふうな回答は、明確にはできない。
- 望ましいものを示した上で、ここまで認めるという言い方をしたほうが、こちらの意図が伝わっていくのではないか。
- 人数の根拠については、高齢者の立場から見たときに、生活の仲間として、何人くらいが一緒に暮らす家族のようなグループとして認識できるかという視点が必要。コミュニケーション、意思疎通ができるというのは7、8人が最適ではないか。10人も考えられる。ただ、12人は、ぎりぎりのところではないか。
- 従来型とユニット型とでは職員の動線の長さが異なるので、従来型の夜勤職員配置基準を用いた仮定をユニット型にそのまま当てはめることはできないのではないか。
- 1ユニット12人とすると、施設の定員数に端数が発生するので、加算基準、人員配置基準とのすり合わせが必要ではないか。

## 2 居室の定員について

- 個室ユニットについて、現在の仕組みでは低所得の方の利用が難しいという問題がある。多床室を認めていくことが、いつまでも生活保護法の中の生活保護受給者の個室ユニットの利用を認めない根拠をつくってしまうのではないか。  

(注) 従来、「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取扱いについて」(平成17年9月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、当面は介護保険施設居室のうち多床室が大半を占めると考えられること並びに個室等の利用については居住費の負担が求められることから、被保護者の個室等の利用については、原則として認められていませんでした。しかし、平成23年度から、生活保護受給者の個室の居住費に係る利用者負担額について、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の対象に含められたこととなりました。これにより、居住費の負担が発生しない場合には、被保護者でも特別養護老人ホームの個室に入居することが可能となりました。
- 4床室を4人の個室に容易に転換できる設計にしておくよりは、最初から4つの個室を設けておいたほうが室料も取れ、経営上は有利である。  
東京都が、3割の多床室を義務付けさせるなどしない限り、逆につくられないのではないか。
- 原則が1人で、特例として4人までというほうが実態に合っているのではないか。原則1人で、場合によっては4人も認めて、その場合でも個室に転換できるようにしておくというほうが趣旨が伝わるのではないか。

## 第2章 既存の従来型施設においてユニット的なケアを実現するための方向性

- 都内の特別養護老人ホームの8割が従来型施設であり、第1章で検討した都独自基準を適用しても、なおユニット化改修が困難な施設が存在します。しかし、ユニット化改修を行わなければユニット的なケア（グループケア）ができないということではありません。逆に、個室化するだけでユニット的なケアができるわけでもありません。

削除：新たに定める

- 検討会では、ユニット化改修が困難な従来型施設においても、工夫次第でユニット的なケアを行うことができるのではないか、という観点から、都内3施設での実例について第4回会議で意見交換を行いました。

削除：「ユニット化」すなわち「個室化」ではありません。 .

- 施設全体でユニット的なケアを進めるための前提として以下の点があります。

改修前 職員にユニットケアの理念を浸透させること

改修中 入所者への影響を最小限に抑えること

改修後 入所者と職員がそのハードを有効に使えるかどうか

削除：そのような

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1字、左0.93字、最初の行：-1字

削除：（グループケア）

- なお、これを踏まえ、ユニット的なケアが行いやすい条件について、以下のとおり考え方を整理しました。

### 1 ユニット的なケアの実施しやすいハード

#### (1) 食堂の分散配置

ユニット的なケアが可能な単位ごとの食堂の配置が必要です。

(例：マザース東久留米では、15人の入所者に対して、1つの食堂が配置できるように改修しました。)

#### (2) トイレの分散配置

排泄の時間は重なりやすく、入所者及び職員の居室からの動線を考えた場合、トイレは最低4人に1つ、分散配置されている必要があります。

#### (3) 個別ケアを想定した浴室の配置

入所者及び職員の居室からの動線を考えた場合、ケア単位ごとに浴室があった方が望ましいと考えられます。

### 2 プライバシー等を尊重したハード

### (1) 個室的空間の確保

多床室において個室的な空間を確保するため、ベッド間を、障子や可動式引き戸を用いて仕切れます。その際には、採光にも配慮することが必要です。

### (2) 仕切った後の空間の広さへの配慮

通常の4床室を仕切った場合、4人居室としての基準面積は満たしても、区切られた空間は狭くなってしまう可能性があります。

介護者が入所者のケアを行う際に支障がないよう、ベッドの配置に配慮することが必要です。

### (参考) 準ユニットケア加算について

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に支払われる介護報酬には、所定の単位数に加え、様々な基準を満たすことにより単位数が加算される制度があり、その中に「準ユニットケア加算」の設定があります。準ユニットケア加算（1日につき5単位を加算）を算定するための要件は次のとおりです。

厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）42

イ 12人を標準とする単位（以下この号において「準ユニット」という。）において、ケアを行っていること。

□ 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室（利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）を設けていること。

ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。

(1) 日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜において、2準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

ユニット化改修が基準上の制約で難しい場合であっても、準ユニットケア加算が取れる形への改修は容易である場合があります。入所者の居住環境向上のための選択肢のひとつとして有効です。